

定 款

令和3年6月25日改正

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、名古屋鉄道株式会社と称し、英文では、Nagoya Railroad Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 鉄道事業法による鉄道事業及び索道事業並びに軌道法による運輸事業
- 2 道路運送法による自動車運送事業
- 3 車両運行管理請負業
- 4 土地建物の売買、賃貸借、管理及び仲介、住宅地の経営並びに不動産投資顧問業
- 5 土木建設工事の設計、監理及び施工請負業
- 6 百貨店業及び小売業並びにこれに附随する製造、卸売及び輸出入業
- 7 遊園地、娯楽機関、旅館、ホテル、食堂及び浴場の経営並びに飲食業、理容業、美容業及びクリーニング業
- 8 文化及びスポーツの施設経営並びに教育事業
- 9 医薬品、医薬部外品、食肉及び魚介類の販売並びに郵便切手類、収入印紙、宝くじ及びスポーツ振興くじの売りさばき並びに酒類及び煙草の小売業
- 10 航空輸送会社の代理業
- 11 損害保険代理業及び生命保険募集業
- 12 旅行業法に基づく旅行業
- 13 情報提供及び情報処理サービス業、ソフトウェア業、電気通信事業並びに有線放送事業
- 14 駐車場及び駐輪場の経営並びに倉庫業及び物品預り業
- 15 農業、林業、畜産業及び水産業
- 16 労働者派遣事業
- 17 金融業、各種動産レンタル業及び総合リース業
- 18 海上運送事業及び遊覧船事業
- 19 石油製品の販売並びに車両、船舶類及びその部分品の販売及び修理業
- 20 広告業、印刷業及び出版業並びに催事に関する企画、設計及び運営
- 21 建物、車両及びその他諸施設の清掃業
- 22 警備業務に関する事業
- 23 産業廃棄物のリサイクルに関する事業
- 24 経営コンサルタント業
- 25 発電及び売電に関する事業
- 26 高齢者向け施設等の経営及び介護に関する事業
- 27 前各号に附帯関連する事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、3億6千万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を定めることができる。

第23条（相談役及び顧問）

取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（社外取締役との間の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条（員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第31条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤の監査役及び常任監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（社外監査役との間の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

第6章 計 算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第40条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。